

令和2（2020）年4月16日

保護者様

シアトル日本語補習学校
運営委員長 森久保 崇
校長 柏 隆

授業料についてのお知らせ

春暖の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびはコロナウイルス感染拡大防止のため、ワシントン州の学校が6月末まで休校の措置を取ったことにより、本校も休校を継続することとなりました。

つきましては、コロナウイルスにかかる特別措置として、4月から6月までの授業料を下記のとおりといたしますことをお知らせいたします。

記

令和2年度4月～6月の授業料

4月分	徴収なし
5月分	半額分を徴収
6月分	半額分を徴収

- ・4月分の授業料については、すでに徴収をさせていただいております。返金はせずに5月分と6月分の授業料として充当させていただきます。
- ・4月末退学の場合は、小切手にて返金をいたします。
- ・5月、6月は開校しての対面授業はできませんが、課題の送信等の学習支援を行ってまいりますので、月額半額を徴収させていただきます。
- ・授業料は、年間授業料の総額を12等分し月額を定めております。7月、8月は授業はありませんが、通常どおりの徴収とさせていただきます。
(平成31年度学校要覧P「授業料及び入学金について」参照)
- ・授業料の延納をご希望される方はご連絡ください。